

合法木材製品の表示に関するアンケート調査概要

平成23年度「木材の合法性等の表示にかかる実証事業の進め方」に基づき、合法木材製品の普及をはかり、合法木材表示（ラベリング）の可能性を明らかにするため、合法木材供給事業者、ユーザーなどにアンケート調査以下のように実施した。

1 実施期間

平成23年12月中旬から平成24年2月中旬

2 アンケートの種類

(1) 合法木材供給事業者へのアンケート（担当全木連）

業界団体認定による合法木材供給事業者8500社を対象に、5分の1をサンプル抽出して、アンケート送付。合法木材の表示を一般化することについての意見・問題点、実施に際しての対応などを明らかにする。

（製造業391社＋、流通業344社＋）（別紙に結果概要）

(2) 合法木材供給事業者認定団体へのアンケート（担当全木連）

141の認定団体に対してアンケート調査を行い、合法木材の表示を一般化することについての意見・評価と問題点、留意点を明らかにする。（99団体＋）（別紙に結果概要）

(3) 木材製品利用者へのアンケート（担当林業経済研究所）

DIY ホームセンター、建設・建築業者など木材利用関係業者及び一般消費者を対象に、業界団体の協力を得てアンケートを実施（事業者にはアンケートを送付。一般消費者にはホームページを利用した調査も検討）

(4) 消費者向けアンケート（担当全木連、林業経済研究所）

エコプロダクツ展、DIY ホームセンター展、農林水産省消費者の部屋など一般消費者に合法木材普及する機会にラベリングについての説明をして、意見を求める。また、家具メーカーの顧客リストなども利用してアンケートを行う。（別紙に結果概要）

(2) - 1 合法木材製品の表示に関するアンケート調査(認定事業者・製造業)

問1 貴社の業態について				
製材業	集成材製造業	つき板・単板製造業	合板・LVL製造業	その他木質パネル製造業
297	28	12	8	26

(1)原料の購入先から合法性を証明した書類が送られてきたか									
国産材					外材				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし	すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
126	91	75	51	20	23	18	26	62	63

(2)販売する製品の合法性を示す書類をお客様にお送りしているか		
すべての荷口について送っている	要求があった荷口について送っている	送っていない
69	238	68

問4 「合法木材」であることを示すマークを表示できるようになった場合、貴社製品にマーク等の表示をしますか。		
全数表示	任意の製品に表示する	表示しない
52	185	106

問4(1) 合法木材であることを示すマークはどのような製品単位での表示が可能か	
個々の製品	こん包・バンドル・結束単位
41	202

問4(2) 合法木材であることを示すマークの表示に期待できること						
お客様への商品説明が容易になる	お客様の商品選択が容易になる	自社製品の信頼性の向上	新規顧客の獲得、販売量の拡大	合法性を証明できない製品との分別作業の効率化	社員等の「合法木材」取扱の意識が高まる	その他
110	48	183	41	50	46	9

問4(3) なぜ合法木材であることを示すマーク等が、一部又は全ての製品に表示できないのか						
合法性を証明できない製品があるから	マーク等を表示しなくても、書類等で合法性が証明できるから	表示作業をする従業員等がないから	表示に要するコストに見合う効果が見込めないから	お客様から表示の要求がないから	用途、外観の観点から、表示が不可能だから	その他
49	156	47	132	199	35	25

(2) - 2 合法木材製品の表示に関するアンケート調査(認定事業者・流通業)

問1 貴社の業態について									
原木問屋	原木市売・共販	原木輸入	その他原木流通	製品問屋	製品市売	製品仲卸・小売	製品輸入	総合商社	その他製品流通業
17	32	10	36	57	39	157	27	7	38

(1)原料の購入先から合法性を証明した書類が送られてきたか				
丸太				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
38	20	30	45	98

製材品				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
15	36	101	92	30

単板・合板・LVL				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
12	12	55	72	52

その他木質パネル				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
8	7	28	59	79

集成材				
すべての荷口	半数以上の荷口	半数に満たない荷口	書類送付なし	取扱なし
13	18	52	86	43

(2)販売する製品の合法性を示す書類をお客様にお送りしているか		
すべての荷口について送っている	要求があった荷口について送っている	送っていない
42	214	78

問4 「合法木材」であることを示すマークを表示できるようになった場合、貴社製品にマーク等の表示をしますか。		
全数表示する	任意の製品に表示する	表示しない
36	182	87

問4(1) 合法木材であることを示すマークはどのような製品単位での表示が可能か	
個々の製品	こん包・バンドル・結束単位
50	162

問4(2) 合法木材であることを示すマークの表示に期待できること						
お客様への商品説明が容易になる	お客様の商品選択が容易になる	自社製品の信頼性の向上	新規顧客の獲得、販売量の拡大	合法性を証明できない製品との分別作業の効率化	社員等の「合法木材」取扱の意識が高まる	その他
107	55	149	28	59	57	6

問4(3) なぜ合法木材であることを示すマーク等が、一部又は全ての製品に表示できないのか						
合法性を証明できない製品があるから	マーク等を表示しなくても、書類等で合法性が証明できるから	表示作業をする従業員等がいらないから	表示に要するコストに見合う効果が見込めないから	お客様から表示の要求がないから	用途、外観の観点から、表示が不可能だから	その他
65	138	53	100	176	34	19

(2) 合法木材製品の表示に関するアンケート調査(認定団体)

認定事業者の数		
増加の方向	変わらない	減少の方向
28	63	8

認定事業者全体の合法木材供給量			
増加の方向	変わらない	減少の方向	不明
35	44	12	8

2.合法木材の普及、調達・在庫管理などによって、ラベリングは有効な手段になるとお考えですか		
多くの事業者にとって有効な手段になると思う	一部の事業者に有効であると思う	大半の事業者には有効な手段にならない
27	47	25

2(1)合法木材であることを示すマークの表示に期待できること				
販売先にとって合法木材の確認が容易になる	分別管理や在庫管理が容易になる	販売先や消費額に対する説明責任を果たすため、合法木材を取り扱う自覚が高まる	合法木材マークが消費者も含めて一般の目に付くようになるため、合法木材の認知度が高まる	その他
56	21	40	62	1

2(2)合法木材であることを示すマークを表示する問題点					
合法性が証明できない製品があり、混乱する	表示がなくても書類などで合法性が証明できる	表示されたものと合法性の信頼性の説明を求められ、手間がかかる	コストに見合う効果が見込めない	顧客から表示の要求がない	その他
17	28	20	50	38	9

(1)合法木材マークを製品に表示するラベリングについて							
賛成				反対			
賛成	希望する事業者があればラベリングできるようにしたらよい、規制すべきでない	話題性もあり、合法木材の普及のために、	その他	反対	合法木材に信頼性や透明性をさらに向上させてから導入すべき	ラベリングに要するコストと手間が大半の事業者では負担できない	その他
53	52	25	3	35	16	35	9

(2)ラベリングする場合の対象		
全ての品目(丸太、製材、加工材、家具、木工品まで)を対象とする	丸太、粗挽き製材品など再加工される中間材をのぞき、建築現場に直接搬入される建築材、家具・木工品などを対象とする	一般消費者が直接購入する家具、木工品などを対象とする
17	54	26

(3)ラベリングする場合の配慮事項							
ラベリングを強制しないよう配慮すべき	ラベリングを希望する合法木材供給事業者は誰でもラベリングできるようにすべき	ラベリングの信頼性を高めるために、現行の認定基準の審査項目を充実させるべき	合法木材供給事業者でない事業者が無断で表示できないよう、しっかりとした管理体制をつくるべき	全ての認定団体に共通するラベリングの仕組みとすべき	ラベリングの仕組みは認定団体の裁量に任せるべき	マークのないものが違法伐採木材であるとの誤解が生じないよう、配慮すべき	その他
43	48	20	37	35	8	54	5

(4) 家具に関する消費者向けアンケート

ショールームにおけるアンケート

実証調査参加事業者である K 社の協力を得て、同社の 16 あるショールームのうち本社ショールーム、関東ショールーム、新横浜ショールーム、関西ショールームの 4 カ所で、簡単なアンケートを実施した。回答数は 157 件であった。

回答者の 15% が合法木材について「聞いたことがある」とし、77% が「初めて知った」とした。

また、合法マークについては「見たことがある」は 4% にとどまり、94% が「初めて見た」とした。

さらに「合法マークのついた家具に関心はあるか」との問いに対しては、「ある」が 38%、「ない」が 11%、「どちらとも言えない」が 51% を占めた。

ウェブページにおけるアンケート

K 社のウェブページに合法木材の説明を掲載し、同時にアンケートを実施した。回答数は 252 件であった。

「森林を巡る環境問題への関心」については、「ある」が 84%、「ない」が 1%、「どちらとも言えない」が 15% となり、これに関する関心は非常に高く、自然環境問題への意識の高まりを示している。

「家具購入の際、原料の木材がどのような自然環境下で生産されたか、考えたことはあるか」については、「ある」が半数弱を占め、予想以上に多かった。

「合法木材を知っていたか」については、「知っていた」が 5%、「聞いたことがない」が 25%、「初めて知った」が 70% となった。消費者の中での認知度はほとんどないといえる。

「合法木材マークを見たことがあるか」については、「ある」が 12%、「ない」が 88% であった。先の合法木材について「聞いたことはない」、「初めて知った」の層の中にも、ポスターなどどこかでマークは見たことがあることを示していると思われる。

「合法木材の利用促進の取組」については、「積極的に推進すべき」が 95% とほとんどを占めた。このことも環境問題への意識の高まりを示すものと言える。

「合法木材マークのついた家具等への関心」については、80% が「ある」、19% がどちらとも言えない、1% が「ない」と回答した。これについては、ショールームでのアンケートで、同様な質問に対し「ある」が 38% にとどまったのと異なる。

「合法木材家具のブースがあれば、立ち寄るか」については、「立ち寄る」が 85%、「立ち寄らない」が 1%、「わからない」が 14% となった。これは「森林を巡る環境問題への関心」、「合法木材マークのついた家具等への関心」への回答と同じような傾向を示している。

「合法木材マークのついた家具が一般に販売されるようになったとき、購入するか」については、「優先的に購入する」が12%、「価格、品質、デザインが同等であれば購入する」が81%、「わからない」が7%となった。これから、自然環境問題への意識の高まりはあるが、合法木材を選択するかどうかは2次的な選択肢であることがわかる。

「家具を購入する際、何を判断基準にするか」については、1位として「品質」を上げたものが最も多く46%、「デザイン」を上げたものは41%であったのに対し、「価格」を上げたものは9%、「原料の由来」を上げたものは3%にとどまった。「価格」と合法木材も含めた「原料の由来」が2次的な選択肢である事を示している。

アンケート結果は以上の通りであるが、これが「環境に配慮した製品作りを目指している」K社に関心を持つ消費者からの回答であることに留意する必要がある。

これを他の大量生産/大量販売型家具メーカーの製品に関心を持つ消費者に対して質問すれば、これとは異なる結果が出たものと思われる。

しかし、「合法木材」に認知度が極めて低いことには変わりはなく、今後、どのように消費者にアピールしていくのが最大の課題となると考えられる。自然環境への認識が大きく高まってきていることから、取り組み方によっては「合法木材」の認知度向上も十分可能ではないだろうか。